

# 特集

# 所得税 住民税

# の 申告

## 2/16~3/15 (土・日を除く) は 申告・相談受付期間

あなたは所得税や住民税の  
申告をする必要があるでしょうか？

**スタート**  
平成22年1月1日現在、  
大網白里町に住所がありましたか

はい  
21年中に収入が  
ありましたか

いいえ  
同居の家族の扶養に  
なっていましたか

はい  
サラリーマンや  
パートの方ですか

いいえ  
申告の必要は  
ありません

はい  
年末調整は済ん  
でいますか

いいえ  
所得税の確定申告  
または住民税の申  
告が必要です

はい  
給与以外の所得  
がありましたか

いいえ  
2カ所以上から給与  
をもらっていますか

はい  
給与以外の所得  
が20万円を超え  
ていますか

いいえ  
所得税の確定申告  
または住民税の申  
告が必要です

はい  
所得税の確定申  
告が必要です

いいえ  
住民税の申告が  
必要です

いいえ  
住民税の申告は住所  
地をお願いします

はい  
住民税の申告が  
必要です  
※親族の住所・氏名を記入

いいえ  
別居の親族の扶養に  
なっていましたか

いいえ  
住民税の申告が  
必要です  
※生活状況を記入

いいえ  
住民税の申告が  
必要です

いいえ  
勤務先から給与と支払  
報告書が役場に提出  
されていますか※会  
社に確認してください

いいえ  
申告の必要は  
ありません

## 申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②給与・年金所得者は源泉徴収票あるいは収入金額を証明するもの
- ③事業（営業・農業）所得および不動産所得のある方は、作成済みの収支内訳書
- ④医療費控除を受ける方は、医療費などの領収書、保険金などで補てんされた場合はその金額が分かるもの
- ⑤国民健康保険・国民年金・介護保険・任意継続社会保険の支払いのある方は領収書
- ※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構発行の控除証明書の添付書類が必要となります
- ⑥生命保険料・地震保険料などがある方は保険料支払証明書
- ⑦寄附金控除のある方は証明書
- ⑧平成21年中に10年以上のローンでマイホームを取得し、住宅借入金等特別控除を受ける方は、購入者本人の住民票・登記事項証明書・売買契約書または請負契約書（写し）・金融機関の年末残高等証明書・計算明細書（税務署・町税務課にあります）
- ⑨障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
- ⑩金融機関の口座番号の分かるもの



### 所得税の申告が 必要な方

- ①平成21年分の各種所得金額の合計が配偶者控除・扶養控除・基礎控除・そのほかの所得控除の合計額を超える方
- ・ 商売をしている方（工商業・農業・自由業等の事業から生ずる収入のある方）
- ・ 土地や建物などを売った方
- ・ 土地・建物などの賃貸料や

- ②多額の医療費を支払った場合（医療費控除）
- ③火災や盗難にあつた場合（雑損控除）

権利金等の収入のある方  
②給与収入がある次の方  
・ 給与の収入金額が2千万円を超える方  
・ 給与以外の所得が20万円を超える方  
・ 給与を2カ所以上から受けている方

③平成21年の途中で退職した後、就職をせず、年末調整を受けなかった方

**白色申告の方も  
収支内訳書の添付を  
おすすめします**  
白色申告をする方の中で、事業所得（営業・農業）および不動産所得のある方は、平成21年分の確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」を添付しなければなりません。

**還付申告をする方**  
給与所得者のうち、年末調整により納税が完了している、次に該当する方は、確定申告をすると税金の還付が受けられます。  
※年末調整ですでに控除されている場合は除きます  
①マイホームを10年以上のローンで取得した場合（住宅借入金等特別控除）  
給与所得者のうち、年末調整により納税が完了している、次に該当する方は、確定申告をすると税金の還付が受けられます。  
※年末調整ですでに控除されている場合は除きます  
①マイホームを10年以上のローンで取得した場合（住宅借入金等特別控除）

☎03321

☎03321  
国税務課住民税班